

## 矯正職員に対する人権関係研修

(研修の目的)

○職務の特性上、権利制限を伴うことを踏まえ、人権尊重の理念、人権尊重の重要性について理解を深める。

○被収容者の人権侵害に係るメカニズムの理解を図り、不適正処遇を防止する考え方を養う。

## 1 新たに採用された職員等に対する研修

新規採用職員、中級幹部職員、上級幹部職員の養成のための研修において、以下の様々な研修を実施

○「憲法」、「成人矯正法」、「少年院法」等の科目における、被収容者の権利保障・権利制限等に係る研修

○被収容者の人権に関する条約等に係る研修

○犯罪被害者等の視点を取り入れた研修

○女性や子ども、障害のある人などの人権問題に係る研修

○社会福祉施設における介護等体験実習

○医療関係科目（精神医学を含む。）に係る研修

## 2 民間プログラムを取り入れた研修

相手の立場に立ち、相手の気持ちを考えながら冷静な対応ができる能力を習得させるという観点から、実務に即した行動科学的な技法を取り入れた研修

○「アンガーマネジメント」研修を平成21年度から実施（矯正施設の初級幹部職員）

○「コーチング」研修を平成22年度から実施（矯正施設の初級幹部職員）

○「上級幹部マネジメント」研修を令和5年度から実施（大規模矯正施設の部長級職員）

## 3 医療上の不適切処遇を防止するための研修

平成15年度以降、医療上の不適切処遇を防止する観点から、医学的基礎知識を付与するため、各施設の自庁研修として実施

○「健康状態のとらえ方」、「救急法」、「精神疾患と矯正施設」等を内容とする医師等による医療関係研修の実施

## 4 新たに導入した研修（新規採用職員等を対象）

○「障害を有する者への対応」

○「被収容者の特性に応じた指導（障害者、高齢者理解等を含む。）」

○「オープンダイアログの手法や考え方を取り入れた対話実践研修」

○刑事施設への収容経験のある当事者による講話・講演や意見交換